

## 正会員再入会規程

### (目的)

第1条 この規程は、定款第6条および「入会及び会費規則」の規定に基づくこの法人の入会に際し、過去に正会員であった者が再度正会員の資格を得る場合の手続きに関して必要な事項を定める。

### (手続き)

第2条 過去に正会員であった者が再度正会員の資格を得る場合の手続きは、定款第6条および「入会及び会費規則」による。

第3条 定款第11条第1項により除名された者が再度正会員の資格を得る場合、もしくは会長が必要と認めた場合には、正会員資格を喪失した日から3年を経た後、事前に理事会に申請の上、承認を得なければならない。

### (再入会手数料)

第4条 再入会者が直近の資格の喪失事由が次のいずれかに該当する場合には、「入会及び会費規則」第3条に定める会費年額とは別に再入会手数料として10,000円を納入しなければならない。

- (1)任意に退会した者のうち、退会した年度の会費が未納であった場合
- (2) 会費の滞納が当該年度終了後3カ月を経過し会員資格を喪失していた場合

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

### 附 則

- 1 この規程は、平成24年11月18日から施行する。(平成24年11月18日理事会決議)